

ふるさと福井移住定住促進機構
名古屋・京都・大阪オフィス設置運営等委託業務に係る
企画提案書の募集要領

1 目的

本県出身の学生が多く進学している中京圏・関西圏に、福井県へのUターン就職支援の拠点となる「ふるさと福井移住定住促進機構」の県外オフィス（名古屋オフィス、京都オフィス、大阪オフィス）を設置する。

上記オフィスに専任のアドバイザー、人材開拓員を配置し、同機構の一員として福井オフィス、東京オフィス、県内市町等と密接に連携し、本県出身の学生および社会人への情報発信、相談対応や個別大学等への訪問、人材開拓業務などを強化することにより、本県への移住定住の促進を図る。

※「学生」：大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する者をいう。

2 業務概要

(1) 業務名

ふるさと福井移住定住促進機構 名古屋・京都・大阪オフィス設置運営等委託業務

(2) 業務内容

別紙「ふるさと福井移住定住促進機構 名古屋・京都・大阪オフィス設置運営等委託業務仕様書」（以下仕様書という。）のとおり。

(3) 委託契約金額の上限

27,968,600 円（消費税および地方消費税の額を含む。）

(4) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

イ 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

ウ 現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

カ 福井県内に本社または営業所等を有する者であること。

キ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有し、本業務について十分な業務遂行能力があること。

ク 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式4）により、令和8年2月26日（木）17時までに福井県定住促進課移住定住グループあて、電子メールにて提出すること。

〈電子メールアドレス〉 teiju@pref.fukui.lg.jp

質問に対する回答は、令和8年2月27日（金）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。

ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

5 参加申込書および企画提案書の提出

① 提出期限	令和8年3月11日（水）17時必着
② 提出方法	原則、電子メールによる。（メール1通あたりの受信容量上限10MB） 持参または郵送可。 持参の場合は9時～17時の間に受付けます。（土日、祝日は除く） 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等にしてください。 ※受信容量上限を超える電子データの提出を希望する場合は、CDによる提出または県の指定する大容量ファイル受信システムへの格納によるものとする。大容量ファイル受信システムのURLに関しては、別途問合せのあった者に個別に案内することとする。
③ 提出先	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県未来創造部定住促進課移住定住グループ TEL0776-20-0387 電子メール teiju@pref.fukui.lg.jp
④ 提出書類	（参加申込書） ・企画提案参加申込書（様式1） ・企画提案参加資格誓約書（様式2） ・企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類（様式任意） ・直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し ・県内に本社がない法人については、県税事務所または嶺南振興局に提出し

	<p>た法人の設立・異動関係届出書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書(写し)(3か月以内に取得したもの) ・法人については、商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し(発行日が3か月以内のもの) ・提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績(様式3)(企画提案書) ・企画提案書(様式5) 必要に応じ資料を添付してください。(A4サイズ、様式は任意(白黒、カラーどちらも可)) ・積算総括表(様式6)
⑤ 提出部数	<p>電子データ(PDF等の汎用的なフォーマットで作成されたもの)により提出すること。なお、紙の場合、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加申込書 1部 ・企画提案書 正本1部、副本5部
⑥ その他	<p>提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。</p>

6 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

提出された企画提案書は、「ふるさと福井移住定住促進機構 名古屋・京都・大阪オフィス設置運営等委託業務」選定委員会(以下「委員会」という。)において審査を実施する。

(2) 審査方法

委員会において、書面審査を実施する。企画提案書の内容(独創性、実現性、効果、実施体制、経費等)についてあらかじめ定められた審査基準に基づき、審査した上で委託先候補者を選定する。

(3) 評価基準

- ①業務の実施内容
- ②オフィス設置・運営体制・各オフィス間の連携
- ③配置するアドバイザー、人材開拓員の相談能力
- ④学生や移住希望者の利用、相談件数を増やすための方策
- ⑤目標効果設定の妥当性
- ⑥見積金額、経費の妥当性

(4) 委託先候補者の選定

委員会の審査において、最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先の候補者として選定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

7 契約の締結

(1) 福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整い次第、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

(2) 契約締結の予定日は令和8年4月1日（水）とする。

ただし、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

①委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき

②財務状況の悪化等により事業の履行が確実にない恐れがあるとき

③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

(3) 電子契約同意書メールアドレス確認書の提出について、福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、選定結果後すみやかに、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式：https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densikeiyaku-kakuninsyo.docx

提出先：teiju@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下の URL を参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

8 再委託

本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、その承諾を得ること。

9 その他

(1) この公告にかかる一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案にかかる一切の経費は、応募者の負担とする。

10 問合せ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部定住促進課移住定住グループ

電話 0776-20-0387

FAX 0776-20-0632

電子メール teiju@pref.fukui.lg.jp

(土・日・祝日を除く、9時から17時まで)